

跡見学園女子大学情報メディアセンター規程

第1条 この規程は、「跡見学園女子大学学則」第4条に基づき、情報メディアセンター（以下、「センター」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

第2条 センターは、本学における情報機器及びメディア機器を用いた教育、研究及び学習、並びに事務の活動の支援と、その環境整備を行うことを目的とし、全学の共同施設として学内に設置する。

第3条 センターに、次に掲げる教育施設を置く。

- (1) 教材作成ラボ
- (2) コンピュータ教室
- (3) LL教室
- (4) 自習室
- (5) 情報メディア準備室

2 センターは、前項各号の施設及びその他本学の施設に情報機器、マルチメディア機器及びその他の必要な機器を設備し、並びにこれらに必要な教育学習素材及びソフトウェア等を装備または配備する（以下、「機器等」という。）。

第4条 センターは次の業務を行う。

- (1) 前条第1項に掲げる施設、及び同第2項による機器等の維持、管理及び運用、又はその支援
- (2) 機器等を用いた教育、研究及び学習の支援、並びに機器等を用いた教育方法の開発及び普及
- (3) 機器等を用いた事務の活動の支援、並びに事務機械化の方針、企画、立案、調査及び報告
- (4) データの共用及び通信
- (5) 情報ネットワークシステムの開発、維持、管理及び運用

2 前項各号の業務には、情報収集、ソフトウェア開発及び運用、要員教育、並びに機械操作教育等を含むものとする。

第5条 センターに、情報メディアセンター長（以下、「センター長」という。）を置く。

2 センター長の下に、必要な教職員を置く。

第6条 センター長は、学長が任命する。

2 センター長は、センターの管理及び運営を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引続き4年を超えることができない。

第7条 センターに、センターを運営するための情報メディアセンター運営委員会をく。

2 運営委員会に関する規程は別に定める。

第8条 センターの利用に関する規程は別に定める。

第9条 センターは、年度ごとにその活動計画及び予算、並びに活動報告及び決算を
大学評議会に報告する。

第10条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 15 年4月1日に改正施行する。

平成 15 年4月1日

施行